

役場 建設班の 建物の 屋根 が どうして 境界ブロック に かかっているの？ と よく 聞かれます。 その度に 細かく 説明するのも 面倒と 思いましたので、この 文書をおこすことにしました。

- ◆ 始まり は、私の 実家の 建て直しです。

境界を はっきりさせるために、母の これまでの 対処の 記憶が ありましたので、役場に 県土木から 栗野町に 財産が 移った時の 書類を 調べてもらうよう 依頼しました。その 面積を 調べた 結果では、役場側 が 私の 土地に 80cm くいこんで いました。

- ◆ このことは、役場の方で 現場 を 掘り起こし その位置に 昔の コンクリートの 遺構が 確認できましたので、明確に なりました。

現在の 建設班 敷地の 北側 3割位 は、私の 父の 土地でした。昭和13年 に 竹ノ内さんから 借地し、戦後 購入したもて、私が 小さい頃（50年位 前）は 田んぼ でした。この 土地 が、土木からの 依頼により 売却され、ブルトーザー の 車庫・休憩所 となるのですが、家の 雨水が 低い方の そこに 流れこまないよう、父が 敷地内に 排水溝 を 設けたのです。

- ◆ その後、父が 造園・植木業 を 始めたとき 庭山を 築いたのですが、ブロックを 排水溝 を避けて 設置しました。やがて 土木の 土地は 町のものになり、ヤマハの 社員寮・駐車場 と なるのですが、この時、排水溝の 位置には 70cm幅 位の 大きな側溝 が 置かれ、目にされた 方も 多いと 思います。私も 父から、この その場に似つかわしくない 大きな 側溝を 指して、ここは 家の土地だから と 言われたのを 覚えています。

- ◆ この 大きな側溝 は、ヤマハの社員寮 から 現在の 建設班の休憩所 に 変わる 際に 取り払われました。この時 父は もう 亡くなっていましたので、母が 境界について クレームを 呈したのですが、「ちゃんとするのだから」と 言われたそうです。しかし 出来上がったのは、ブロックに 接した 20cm 位の 側溝 でした。

- ◆ 今回の 実家の 建替えに 際し、私の 土地に 入り込んでいた 便漕を 撤去してもらい、境界を 定める時、助役の 久留須さん に 立ち会って いただきました。そして 境界ブロックは 真中に、下二段 を 町が その上 を 私が 積むよう 取り決めました。休憩所の 建物は 東側 が 北に 10cm 位 首を 振っていたのですが、私は コンクリート 犬走りに 合わせて 少なくなることを 了承しました。

- ◆ さて 問題の 瓦屋根 ですが、鉄骨家屋で 改造に 費用がかかる ということで、役場と 覚え書きを 締結し、水洗便所 など 新規設置 時に 改造する ということに いたしました。日照の 問題は あるのですが、建物は まだ しっかりしているし、全面解決 は まだ 先のことに なりそうです。